

7月は参議院議員通常選挙

第23回参議院議員通常選挙は、7月に実施される予定です。

参議院選挙は、半数改選（議員定数242人）で、3年ごとに行われます。

投票は、鳥取県を一つの選挙区として候補者個人に投票する「鳥取県選挙区選出議員選挙（選挙区選挙）」と、全国を一つの選挙区として名簿に登録された候補者個人または政党等の名称・略称に投票する「比例代表選出議員選挙（比例代表選挙）」の二つの投票が行われます。

有権者の皆さんは、候補者や政党等の政見やマニフェスト（政策、政権公約）をよく見極めて、大切な一票を投票しましょう。

大事な投票、忘れずに!



▶問い合わせ先 選挙管理委員会事務局 (☎47-1082)

今回の選挙に投票できる人

投票日が7月21日の場合は、以下の項目すべてに該当する人です。

- ◇平成5年7月22日以前に生まれた人
- ◇平成25年4月3日以前から市内に住民登録をして住んでいる人
- ◇市の選挙人名簿に登録されている人

投票所・投票時間

投票日は、市内12カ所に投票所が設けられ、投票時間は午前7時から午後8時までです。

有権者の皆さんは、入場券に記載されている投票所で投票してください。

入場券

入場券は、切り離して投票所にご持参ください。

入場券を無くした、または届かない場合でも、投票所で申し出れば、入場券が再交付され投票することができます。

投票の順序と方法

投票の順序は、最初に「選挙区選挙」、次に「比例代表選挙」の投票を行います。

- ◆「選挙区選挙」は、投票用紙（うすい黄色）に候補者の氏名を書いてください。
- ◆「比例代表選挙」は、投票用紙（白色）に候補者氏名または政党等の名称・略称を書いてください。

投票日に用事のある人は期日前投票を

投票日に仕事や旅行などで投票所へ行けない人は、公示日の翌日から投票日の前日までの間に期日前投票をすることができます。

期日前投票は、「期日前投票宣誓書」に必要事項を記入するだけで簡単にできます。

期日前投票の時間は、午前8時30分から午後8時までです。投票所は市役所分庁舎の選挙管理委員会事務局です。

不在者投票

指定された病院や施設に入院・入所中の人は、それぞれの病院や施設の長に申し出れば不在者投票をすることができます。

仕事などで境港市以外の市町村に滞在している場合、投票用紙を境港市選挙管理委員会に請求することで、滞在先の市町村の選挙管理委員会で投票することができます。

商店や事業所の責任者へのお願い

職員や従業員の皆さんが、投票しやすいように、ご配慮をお願いします。

投票所の変更（第5投票区）

今回の参議院選挙では、第5投票区の投票場所を境公民館から境小学校に変更します。

※境公民館が工事中のため、一時的に変更するものです。